主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、所論刑法二六条三号の規定が憲法三九条に違 反するものではないことは、当裁判所大法廷決定(昭和三一年(し)第三二号同三 三年二月一〇日決定・刑集一二巻二号一三五頁)の趣旨に徴して明らかであるから、 所論は、理由がない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一二月一七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 服 | 部 | 高 | 顯 |
|--------|-----|---|---|-----------|
| 裁判官 | 天 | 野 | 武 | _ |
| 裁判官 | 江 里 | | 清 | 太隹 |
| 裁判官 | 高 | 辻 | 正 | 己 |
| 裁判官 | 環 | | 昌 | _ |